

## 岡谷市教育委員会告示第 号

岡谷市子ども総合相談センター設置要綱（平成23年岡谷市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月 日

岡谷市教育委員会  
教育長 宮坂 享

題名を次のように改める。

岡谷市子ども教育相談センター設置要綱

第1条中「子どもが自ら成長しようとする子どもの育ちに関する相談を受け付け支援する」を「子どもたちが学び、成長する過程の中で生じる様々な困難、課題等に対して相談及び支援を行う」に、「岡谷市子ども総合相談センター」を「岡谷市子ども教育相談センター」に改める。

第2条の表中「岡谷市子ども総合相談センター」を「岡谷市子ども教育相談センター」に改める。

第3条第1号から第5号までを次のように改める。

- (1) 教育相談及び教育支援に関すること。
- (2) 就学教育相談及び就学支援委員会に関すること。
- (3) 発達及び特別支援教育に関すること。
- (4) いじめ及び長期欠席に関すること。
- (5) 学校、家庭及び関係機関との連携に関すること。

第5条の表中「岡谷市子ども総合相談センター」を「岡谷市子ども教育相談センター」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。